

# 11. 特定同族会社の特別税率の適用対象から除外された法人の財務基盤状況（特定）

## 検査の背景

- ✓ **留保金課税**：特定同族会社については、通常の法人税のほか、留保所得金額が一定の金額を超える場合に、その超える部分の金額に対して特別税率の法人税を課税
- ✓ 平成19年度税制改正：**資本金の額が1億円以下の被支配会社（中小特定同族会社）**については、その財務基盤の強化を図る観点から、**留保金課税の適用対象から除外**
- ✓ **留保金課税は、所得税と法人税の税率に差がある中で、個人企業形態で営む企業の租税負担とのバランスを考慮して、その調整が必要であることなどのため設けられているが、19年度税制改正から10年以上が経過して、所得税と法人税の税率の差が拡大するなど、状況が変化**

## 検査の状況

- ✓ 中小特定同族会社における財務基盤等の状況
  - ・ 留保金課税の適用対象となっている特定同族会社1,445法人の**平均純資産額及び平均自己資本比率（2指標）をいずれも上回っている中小特定同族会社411法人は、特定同族会社と比べても財務基盤が一定水準以上となっていると考えられるのに、資本金の額が1億円以下であることから、一律に留保金課税の適用対象から除外されている状況**
- ✓ 2指標をいずれも上回っている中小特定同族会社における配当等の状況
  - ・ 中小特定同族会社411法人について、留保金課税の適用対象とした場合の留保金課税額を推計すると、**配当を行っていない又は配当割合が低い法人ほど推計留保金課税額が生ずる法人の割合が高い傾向**
  - ・ 中小特定同族会社411法人は、**特定同族会社と比べて配当を行っていない傾向にあるが、一定額以上の留保所得金額があっても留保金課税が適用されないため、留保金課税の適用対象である特定同族会社との間で課税の公平性が保たれていない状況となっているおそれがあると思料**
- ✓ 中小特定同族会社が親会社になっている場合の留保金課税への影響
  - ・ **子会社である特定同族会社37法人及び親会社である中小特定同族会社37法人の中には、留保金課税が適用される子会社である特定同族会社から留保金課税が適用されない親会社である中小特定同族会社に配当を行い、親会社において利益を留保することによって、留保金課税が設けられた趣旨にそぐわないおそれがあると思料される状況**

## 所見

- ✓ 本院の検査によって明らかになった状況を踏まえて、今後、**財務省において、留保金課税の適用範囲について、様々な視点から有効性及び公平性を高めるよう検討を行っていくことが肝要**

# 11. 特定同族会社の特別税率の適用対象から除外された法人の財務基盤状況（特定）

## ■ 特定同族会社等の租税負担の概念図

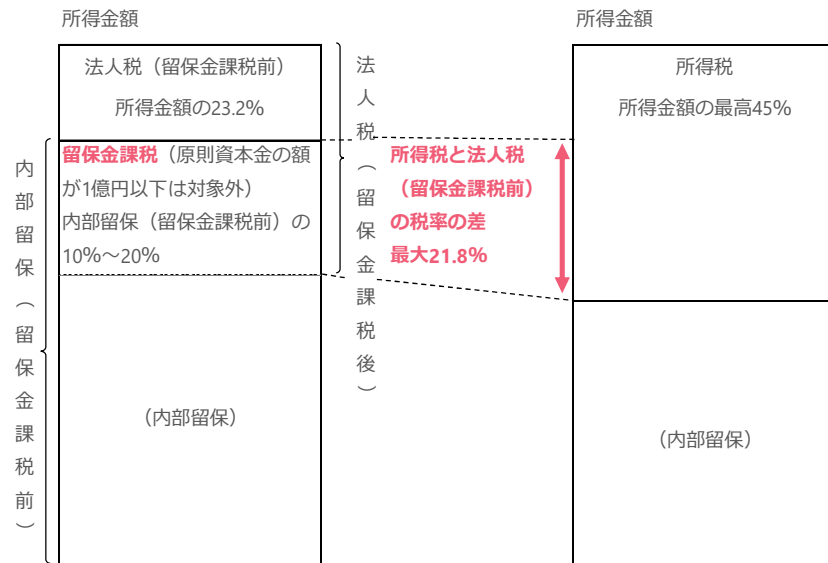
**留保金課税**：特定同族会社については、通常の法人税のほか、留保所得金額が一定の金額を超える場合に、その超える部分の金額に対して特別税率の法人税を課税

### 留保金課税の趣旨

- ・ 会社の支配者が少数の者に占められている特定同族会社においては、非同族会社等に比べて配当を行うかどうかは法人の意のままであって、個人株主の受ける配当等について、累進税率による所得税の課税が必ずしもなし得ないことになるため、その代替的措置が必要であること
- ・ 所得税と法人税の税率に差がある中で、個人企業形態で営む企業の租税負担とのバランスを考えて、その調整が必要であること

【特定同族会社】（資本金の額が1億円超）

【個人企業形態で営む企業】



（注）地方税等の租税負担は考慮していない

## ■ 検査の対象

計算証明規則に基づき、本院に証拠書類として提出されたe-Taxデータ等において、平成29年4月～30年3月までの間に終了した事業年度に所得があり、決算書が確認できるなどの中小特定同族会社16,845法人及び特定同族会社1,445法人

## ■ 中小特定同族会社における財務基盤

資本金の額が1億円以下である中小特定同族会社は、その財務基盤の強化を図る観点から、留保金課税の適用対象から除外

しかし、検査の対象とした中小特定同族会社16,845法人の純資産額及び自己資本比率をみたところ、**特定同族会社1,445法人の平均純資産額及び平均自己資本比率（2指標）をいずれも上回っている中小特定同族会社が411法人**（平均純資産額48億3714万余円、平均自己資本比率41.5%）

**中小特定同族会社411法人は、特定同族会社と比べても財務基盤が一定水準以上となっていると考えられるのに、資本金の額が1億円以下であることから、一律に留保金課税の適用対象から除外されている状況**

# 11. 特定同族会社の特別税率の適用対象から除外された法人の財務基盤状況（特定）

## ■ 2指標をいずれも上回っている中小特定同族会社における配当

(単位：法人、%)

区分	配当の状況	配当を行っていない法人		配当を行っている法人		法人計(e)=(a)+(c)	
		法人数(a)	割合(b)=(a)/(e)	法人数(c)	割合(d)=(c)/(e)		
中小特定同族会社	当期純損失又は0円	2	50.0	2	50.0	4	
	当期純利益	0円超1000万円以下	1	50.0	1	50.0	2
		1000万円超1億円以下	8	38.0	13	61.9	21
	純利益	1億円超5億円以下	68	35.7	122	64.2	190
		5億円超10億円以下	36	37.5	60	62.5	96
		10億円超	36	36.7	62	63.2	98
	計	151	36.7	260	63.2	411	
特定同族会社	当期純損失又は0円	0	0.0	1	100.0	1	
	当期純利益	0円超1000万円以下	0	-	0	-	0
		1000万円超1億円以下			6	60.0	10
	純利益	1億円超5億円以下			47	82.4	57
		5億円超10億円以下	8	17.3	38	82.6	46
		10億円超	3	4.4	65	95.5	68
	計	25	13.7	157	86.2	182	

- 2指標をいずれも上回っている中小特定同族会社411法人及び特定同族会社182法人で配当を行っていない法人の割合

**中小特定同族会社36.7%、特定同族会社13.7%**

- 配当を行っていない中小特定同族会社151法人に係る留保金課税額を推計すると、**税額が生ずるのは144法人（計133億余円）**

- 配当を行っている260法人について推計すると、**税額が生ずるのは226法人（計181億余円）**

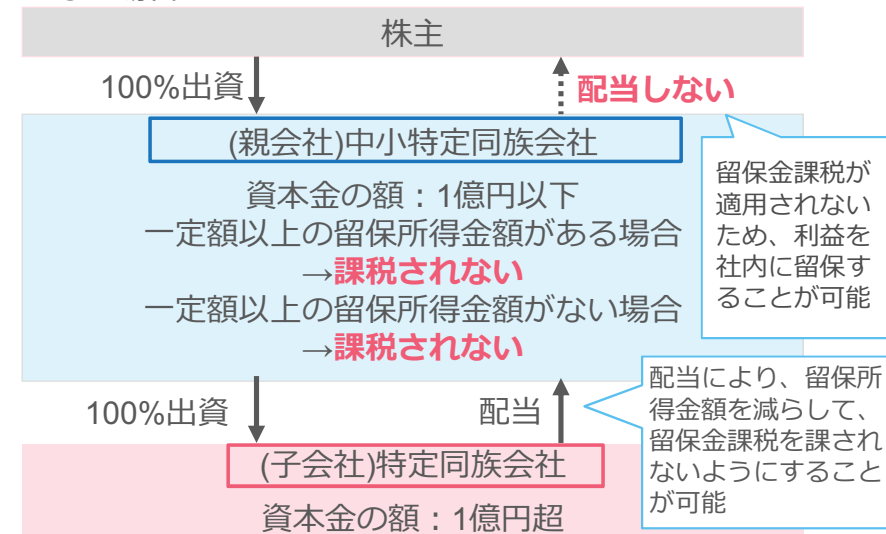
合計  
370法人  
315億余円

中小特定同族会社は、特定同族会社と比べて配当を行っていない傾向にあるが、一定額以上の留保所得金額があっても、留保金課税が適用されない

▶ **留保金課税の適用対象である特定同族会社との間で、課税の公平性が保たれていない状況となっているおそれがある**と思料

## ■ 中小特定同族会社が親会社になっている場合の留保金課税への影響

- 中小特定同族会社が親会社で、株主に配当を行っていない場合



- 親会社が中小特定同族会社である特定同族会社40法人の配当等の状況

- ・ 37法人が親会社である中小特定同族会社に配当
- ・ うち、21法人は留保金課税額が生じていない

- 上記37法人の親会社である中小特定同族会社の配当等の状況

- ・ 19法人は株主に配当を行っていない
- ・ 中小特定同族会社37法人のうち、2指標をいずれも上回っている法人が8法人
- ・ 8法人の留保金課税額を推計すると、税額が生ずるのは5法人（計9億余円）

▶ 留保金課税が適用される子会社である特定同族会社から留保金課税が適用されない親会社である中小特定同族会社に配当を行い、**親会社において利益を留保することによって、留保金課税が設けられた趣旨にそぐわないおそれがある**と思料